

令和3年5月17日

矢掛町民の皆様へ

矢掛町新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 山野 通彦

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に伴う協力要請について

令和3年5月16日（日）から5月31日（月）までの期間において、岡山県全域を対象に政府の緊急事態措置が講じられることになりました。

当町におきましても、岡山県の行う県民や事業者等への要請に準じて、今まで以上に徹底した感染防止策を行う必要があります。町民の皆様には、次のとおり感染防止についてご協力をお願いします。

記

【特措法第45条第1項に基づくもの】

- 1 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛してください。
- 2 感染対策が徹底されていない飲食店等や、休業要請または営業時間短縮の要請に応じしていない飲食店等の利用を控えてください。
- 3 県外との不要不急の往来は極力自粛してください。
- 4 個食や黙食、会話の際のマスク着用などの感染予防を徹底してください。
- 5 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないようにしてください。

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 1 少しでも症状がある場合は、発熱がなくても、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、外出等を止めてください。
- 2 大人数のバーベキュー、地域で集まって行う会食やカラオケは自粛してください。
- 3 「新しい生活様式」の実践を徹底してください。